無縁墳墓等改葬公告

敷地整備のために無縁骨、骨灰墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十一年九月一日

一、墳墓等所在地　沖縄県糸満市字兼城六八一一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県島尻郡南風原町字新川一一一三四　金城　誠光

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 21 年９月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①吉原観光社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―2204号　④吉原藤治　東京都豊島区巣鴨５―21―１　⑤吉原観光社　東京都豊島区巣鴨５―21―１　⑥昭和53年８月23日　⑧平成21年８月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区巣鴨５丁目21番１号　吉原藤治

Ｃ　①有限会社富山海外貿易　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３―271号　④有限会社富山海外貿易　富山県富山市高木3034番地５　取締役　テルプゴフ・コンスタンチン　⑤本社営業所　富山県富山市高木3034番地５　⑥平成20年11月27日　⑨平成21年７月30日　⑩300万円　⑪富山県知事　⑫富山市高木3034番地５　有限会社富山海外貿易　取締役　テルプゴフ・コンスタンチン

Ｂ　①さわやかツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2430号　④近畿コカ・コーラボトリング株式会社　大阪府摂津市千里丘７丁目９番31号　代表取締役　吉松民雄　⑤本社営業所　大阪府摂津市千里丘７丁目９番31号　⑥平成19年10月９日　⑧平成21年８月７日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫福岡県東区箱崎七丁目９番66号　コカ・コーラウエスト株式会社　代表取締役　末吉紀雄

Ｃ　①株式会社konsoligi　②第２種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第２―347号　④株式会社konsoligi　岡山市北区内山下二丁目２番５号　代表取締役　甲元政利　⑤本社営業所　岡山市北区内山下二丁目２番５号　⑥平成21年５月19日　⑨平成21年７月30日　⑩1100万円　⑪岡山県知事　⑫岡山市北区内山下二丁目２番５号　株式会社konsoligi　代表取締役　甲元政利

Ｃ　①株式会社トラベルウィズ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―657号　④株式会社トラベルウィズ　福岡県宮若市本城1104番地１はるプラザ２号　代表取締役　川波俊二　⑤本社営業所　福岡県宮若市本城1104番地１はるプラザ２号　⑥平成18年12月25日　⑨平成21年７月30日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県宮若市本城1104番地１はるプラザ２号　株式会社トラベルウィズ　代表取締役　川波俊二

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年９月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①呉・松山フェリー株式会社　②第２種旅行業　③広島県知事登録旅行業第２―222号　④呉・松山フェリー株式会社　呉市阿賀南七丁目7503番７　代表取締役　加藤榮一　⑤本社営業所　呉市阿賀南七丁目7503番７　⑥平成４年２月27日　⑦平成21年６月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ゴーアヘッド　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5470号　④株式会社ゴーアヘッド　東京都港区北青山二丁目７番22号　代表取締役　村井千恵　⑤本社営業所　東京都港区北青山二丁目７番22号　⑥平成16年６月25日　⑦平成21年６月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①東武観光株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―64号　④東武観光株式会社　東京都台東区鳥越一丁目９番３号　代表清算人　青柳孝行　⑤本社営業所　東京都台東区鳥越一丁目９番３号　⑥昭和41年９月22日　⑦平成21年７月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①沢井観光自動車株式会社　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３―245号　④沢井観光自動車株式会社　都留市田野倉字千の宮23番地の１　代表取締役　小宮俊次　⑤本社営業所　都留市田野倉字千の宮23番地の１　⑥平成16年７月23日　⑦平成21年７月23日　⑧60万円　⑨300万円